



# 環境リスクPress

## アスベスト関連ニュース

2017年9月

### 環境省アスベスト「災害時飛散防止マニュアル」改訂

環境省では、2007年に自治体向けに作成していた「災害時飛散防止マニュアル」を近く改訂することとなった。東日本大震災を踏まえ、津波発生時の対応策が追加され、約4割増となっていく。

記載内容としては、流された石綿含有建材の回収や分別の注意点を紹介、また石綿露出の建物は所有者に飛散防止の責任があるが、所有者不明の場合は自治体が措置する方針を示す。また、災害に備え石綿を使った建物を把握する対策も追加した。

尚、総務省の2016年行政評価では39区市への調査で、マニュアルに沿って準備しているのは6区市にとどまっている。

## 土壤汚染関連ニュース

2017年9月

### 旧横浜総合高校跡地からヒ素と鉛が検出！

8月31日、横浜市では横浜文化体育館サブアリーナ予定地として解体工事が進む旧横浜総合高校跡地(約8280㎡)の土壤から、基準値を超えるヒ素やフッ素、鉛が検出されたと発表した。深度5メートルからは最大で基準値の約73倍のヒ素、食堂棟横の深度2メートルからは基準値の約3倍の鉛、植え込みの深度1メートルからは基準値の最大約2倍のフッ素を検出した。横浜市は、今後決定する同アリーナのPFI事業者と調整のうえ、土壤汚染対策法に基づいた適正管理を行う方針を出している(参照:神奈川新聞)

## 土壤汚染対策法 改正についての概要整理②

前回(対策計画の提出命令の創設(第7条関係:指示措置の新規制)(調査契機の拡大(第3条関係:特定有害物質使用特定施設のある土地への新規制))に続き、平成29年5月19日公布の「土壤汚染対策法の一部を改正する法律案」についての解説第二回です。

### ●汚染土壤の搬出について

・自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壤を、「一定条件」に該当する他の自然由来等形質変更時要届出区域に移動して利用を可能とする(一定条件は今後の施工令や施工規則)。

### ●指定区域の改変時

- ・形質変更時要届出区域における土地の形質の変更を時、14日前迄に計画内容の届出が次の場合は除外される。
  - ①土地の土壤の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして「環境省令で定める要件」に該当する土地。
  - ②人の健康に係る被害が生ずるおそれがないものとして「環境省令で定める要件」に該当する土地。

該当する土地の場合、「環境省令で定める期間ごと」に、当該期間中において行った当該土地の形質の変更の種類、場所「その他環境省令で定める事項」を都道府県知事に届出を必要とする。